

22 日 獣 発 第 130 号
平成 22 年 7 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

**狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める
都道府県名を特定できる文字、数字等の一部改正について**

このことについて、平成 22 年 7 月 15 日付け健感発第 0715 第 1 号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等が一部改正されたことから、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着義務の遵守に関する取組みについて、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部（局）長あてに通知したので、本会においても会員への周知とともに、犬の登録及び予防注射の推進、犬の鑑札及び注射済票の装着義務の遵守について、犬の飼い主への周知啓発に特段の配慮を求めたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



健感発第0715第1号
平成22年7月15日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



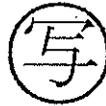
狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める
都道府県名を特定できる文字、数字等の一部改正について

日頃より、狂犬病予防対策に御理解と御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

平成22年7月15日付けで、狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等（平成22年厚生労働省告示第279号）が一部改正されたことから、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着義務の遵守に関する取組みについて、別紙のとおり各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、貴会におかれましても会員への周知いただくとともに、犬の登録及び予防注射の推進、犬の鑑札及び注射済票の装着義務の遵守について犬の飼い主への周知啓発に特段の御配慮をお願いします。

なお、社団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、社団法人日本愛玩動物協会、社団法人日本動物保護管理協会に対しても、周知方協力を依頼していることを申し添えます。





健感発第0715第1号

平成22年7月15日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める
都道府県名を特定できる文字、数字等の一部改正について

平成22年7月15日付けで、狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等（平成22年厚生労働省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、御了知いただくとともに、関係者等（都道府県にあっては貴管内の市町村を含む）へ周知願いたい。

各自治体においては、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第17号）の趣旨に鑑み、「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成19年3月2日付け当職通知）を踏まえて、犬の鑑札及び注射済票の装着義務の遵守並びに狂犬病対策の推進に関する取組みを一層円滑に行うため、引き続き、関係自治体及び関係団体との協力連携を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学一七）

〔告 示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件
（金融庁八〇、八一）

○日本国に帰化を許可する件
（法務三六五）

○リベリア共和国における「教育施設整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件
（外務三四一）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件
（国税庁二二、二三）

○大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件（文部科学一一六）

○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件
（同一一七）

○狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号八及び第十二条第三項第二号八の規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等の一部を改正する件
（厚生労働二七九）

○保安林の指定をする件
（農林水産一一〇八、一一一三）

○高速自動車国道に関する件
（国土交通七七七）

○土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を縦覧に供する件（同七五八）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（同七五九、七六〇）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（同七六一）

○水路測量の実施に関する件
（海上保安庁一七一、一七二）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（環境四一）

○道路に関する件

○四国地方整備局七二

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
（関東地方環境事務所四）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同五）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
（中部地方環境事務所三）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同四）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
（近畿地方環境事務所三）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同四）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
（中国四国地方環境事務所二）

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同三）

〔人事異動〕
内閣 内閣府 農林水産省 最高裁判所

〔皇室事項〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について（財務省・経済産業省）

法 務
刑事補償法による補償決定の公示
（横浜地方裁判所）
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）

〔資 料〕
閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

参議院共済組合定款の一部変更関係

会社その他

○厚生労働省告示第二百七十九号

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第五條第一項第二号八及び第十二條第三項第二号八の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則第五條第一項第二号八及び第十二條第三項第二号八の規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等（平成二十年厚生労働省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日
 表京都市の項を次のように改める。
 厚生労働大臣 長妻 昭

東京都	KN	14	
-----	----	----	---

京都府	KY	26	
-----	----	----	---

広島県	HS	34	
-----	----	----	---

山口県	YA	35	
-----	----	----	---

長崎県	NS	42	
-----	----	----	---

表長崎県の項を次のように改める。

○農林水産省告示第千八百号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年七月十五日

農林水産大臣 山田 正彦
 一 保安林の所在場所 富山県氷見市白川字池谷内一九四、二七六、二七八、二九一、字上口四一六五、四一六六、四一七六、字古屋三七二、三七三、日名田字寺尾五の二
 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件
 一 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 (1) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 二 保安林の所在場所 富山県氷見市十二町字高塚二四、二六
 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 指定施業要件
 一 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 (1) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千九百号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十二年七月十五日

農林水産大臣 山田 正彦
 一 保安林の所在場所 山口県岩国市錦町宇佐郷字年号一七九、宇向井二四〇、二四一、字砂島二〇六三、美川町四馬神宇市井原一八七、宇小杉谷二二一八、二二二〇の二、二二二二、二二二五、二二二六の二、二二二〇の二、宇萩原二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二
 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件
 一 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・間開及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次のとおり及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 山田 正彦
 一 保安林の所在場所 富山県南砺市人母字横道五四（次の図に示す部分に限る。）、字金沢二の一、四の一、五の二、一〇の一、一一の二
 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・間開及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次のとおり及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。

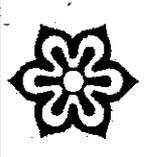
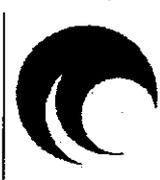
農林水産大臣 山田 正彦
 一 保安林の所在場所 山口県岩国市錦町宇佐郷字年号一七九、宇向井二四〇、二四一、字砂島二〇六三、美川町四馬神宇市井原一八七、宇小杉谷二二一八、二二二〇の二、二二二二、二二二五、二二二六の二、二二二〇の二、宇萩原二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二
 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・間開及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次のとおり及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 山田 正彦
 一 保安林の所在場所 山口県岩国市錦町宇佐郷字年号一七九、宇向井二四〇、二四一、字砂島二〇六三、美川町四馬神宇市井原一八七、宇小杉谷二二一八、二二二〇の二、二二二二、二二二五、二二二六の二、二二二〇の二、宇萩原二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二二の二
 指定の目的 土砂の流出の防備
 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・間開及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次のとおり及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。

狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等の一部を改正する件案新旧対照条文

○狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等（平成二十年厚生労働省告示第二百四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
都道府県名	文字	数字	図	都道府県名	文字	数字	図
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
神奈川県	KN	14		神奈川県	KN	14	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
京都府	KY	26		京都府	KY	26	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県	HS	34		広島県	HS	34	

山口県	YA	3 5	
(略)	(略)	(略)	(略)
長崎県	NS	4 2	

山口県	YA	3 5	
(略)	(略)	(略)	(略)
長崎県	NS	4 2	